

令和 6 年能登半島地震検証及び
かほく市地域防災計画改訂等業務委託
に係るプロポーザル実施要領

令和 7 年 1 0 月

かほく市防災環境対策課

1. 業務の概要

(1) 業務名称

「令和6年能登半島地震検証及びかほく市地域防災計画改訂等業務委託」

(2) 業務目的

令和6年能登半島地震の対応により顕在化した当市の課題のほか、家屋の損壊、道路の陥没などの被害状況を確認したうえで、初動対応、避難所の運営、物資の調達・配布等を検証し、行政や住民の対応における課題や改善点を明確にし、地域防災計画、備蓄計画、受援計画、業務継続計画、避難所運営マニュアルに反映させ、今後の災害時における迅速かつ的確な対応力の向上を図ることで、市民の安全・安心な生活環境を確保することを目的とする。

【能登半島地震の対応により顕在化した当市の課題】

- (1) 実効性のある地域防災計画等の整備
- (2) 石川県地震被害想定調査結果を踏まえた適切な避難所運営と避難者想定数の縮小化
- (3) 物資・人的支援の管理運営
- (4) 自助力と共助力の育成と啓発

(3) 業務内容

別紙「令和6年能登半島地震検証及びかほく市地域防災計画改訂等業務委託 仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおりとする。

(4) 契約期間

令和7年11月下旬(予定)から令和9年3月31日までとする。

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 提案上限額

29,000,000円(2か年業務 消費税及び地方消費税を含む)

※見積金額は上限額を超えてはならず、超過した場合は失格とする。

1. 令和7年度見積参考額(災害対応検証報告書作成相当分)

6,000,000円程度(消費税及び地方消費税を含む)

2. 令和8年度見積参考額

23,000,000円程度(消費税及び地方消費税を含む)

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

なお、参加形態は事業者単体とし、共同企業体での参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき、かほく市の入札参加の制限を受けていない者。
- (2) 公示日時点において、令和7年度かほく市競争入札参加資格名簿に登録済みかつ業務内容として建設コンサルタント及び測量に登録済みであること。
- (3) 令和7年度から過去3年度（令和5年度以降）において、全国の地方自治体を契約相手として地域防災計画作成業務（修正を含む）を元請けとして受注した実績を保有すること。
なお、令和7年度受注実績として記載する業務は、契約日が本業務の公示日以前であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

3. 配布資料

本業務に関する資料及び本プロポーザルに参加するための必要な書類は次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和7年10月8日（水）から令和7年11月5日（水）まで

(2) 配布資料

- ① 令和6年能登半島地震検証及びかほく市地域防災計画改訂等業務委託に係るプロポーザル実施要領
- ② 令和6年能登半島地震検証及びかほく市地域防災計画改訂等業務委託仕様書
- ③ 参加申請書（様式1）
- ④ 会社概要調書（様式2）
- ⑤ 業務実績調書（様式3）
- ⑥ 配置予定技術者調書（様式4）※管理技術者、照査技術者、担当技術者分
- ⑦ 質問書（様式5）
- ⑧ 提案書等提出届（様式6）
- ⑨ 辞退届（様式7）

(3) 配布資料の管理

配布資料については、本業務以外には使用しないこと。

(4) 配布場所

かほく市ホームページから必要に応じてダウンロードし使用すること。

4. 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件を確認の上、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申請書（様式1）
- ② 事業者概要書（様式2）
- ③ 業務実績調書（様式3）

令和7年度から過去3年度（令和5年度以降）に全国の地方自治体を契約相手として受注実績を記載すること。また、記載する受注実績は、以下の分野を網羅すること

- ・災害対応検証報告書
- ・地域防災計画
- ・業務継続計画
- ・受援計画
- ・災害時備蓄計画
- ・避難所運営マニュアル

- ④ 配置予定技術者調書（様式4）※管理技術者、照査技術者、担当技術者分
本業務に携わる技術者として予定しているものについて記載すること。

技術者の受注実績は、上記の会社実績と同様とすること。

また、保有資格を称する書類及び健康保険証の写し（任意様式）を添付すること。

(3) 提出方法

持参または郵送により受付を行う。なおFAX、電子メールでの受付は行わない。

※かほく市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

※郵送の場合は期限内必着とする。また郵送する旨を期間内に担当課まで電話連絡すること。

(4) 提出期限

令和7年10月23日（木）午後5時まで（必着）

(5) 提出場所

「13. 担当課」に同じ

(6) 提出部数

正1部 副1部

(7) 参加申請者の評価

参加申請書の提出者が4者以上の場合は、審査基準に準じて評価を行うものとする。

提案書の提出者は、評価点の上位3者とする。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

- ・質問は、「質問書」(様式5)をかほく市防災環境対策課まで電子メールにて提出すること(質問書をメール送信後は、かほく市防災環境対策課まで送信した旨を電話連絡すること)。
- ・審査基準の配点などの審査に関する事項や他の企画提案者に関する情報、その他業務の実施に必要な無いと判断される質問は受け付けない。
- ・質疑がない場合は提出不要とする。
- ・回答に対する再質問は認めない。

(2) 質問受付期限

令和7年10月14日(火)午後5時(必着)

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和7年10月20日(月)までに電子メールまたはその他の方法で回答する。

(4) 質問回答の取扱いについて

質問回答の内容については、実施要領及び仕様書の追加または修正事項として取り扱う。

6. 提案書等の提出

提案書の提出について、参加申請書の提出者が4者以上の場合は、審査基準に準じて評価を実施した結果の評価点上位3者のみが提出するものとする。

(1) 提出期限

令和7年11月5日(水)午後5時(必着)

(2) 提出先

「13. 担当課」に同じ

(3) 提出方法

持参または郵送することにより行う。(FAX、電子メール等による受付は行わない)
※かほく市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(4) 提出書類

①提案書提出届(様式6)

② 提案書(様式任意)

- ・用紙は、A4版普通紙(必要に応じてA3版の折込み可)とすること
- ・形式は、縦置きまたは横置きで両面印刷可とすること

- ・本文のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること
- ・図や表を用い、わかりやすく見やすいものを作成すること
- ・ページ数は、表紙、目次を除く、15ページ以内とすること（A3版は2ページでカウントすること）
- ・仕様書を熟読のうえ、次の項目の順番に従い、作成すること
 - 実施方針、実施スケジュール、実施体制
 - 災害対応検証報告書作成
 - 地域防災計画修正
 - 業務継続計画修正
 - 受援計画作成
 - 災害時備蓄計画修正
 - 避難所運営マニュアル修正
 - その他提案事項

③ 見積書（様式任意）

- ・2か年度の総額を記載し、年度ごとの金額がわかるように記載すること
- ・内訳、明細がわかるように作成すること。

（5）提出部数

正1部 副8部

7. 審査方法

（1）審査方法

提案書の審査は、審査会が行うものとする。

（2）審査基準

委員会において下表の審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を委託候補者、次点の者を次順位委託候補者として決定し参加者へ通知する。なお、審査内容や審査結果に対する質問、異議等については受け付けない。

No.	評価項目	審査基準	評価	最高配点
1	業務実績	過去3年度（令和5年度以降）の間に官公庁を契約相手とする同種業務実績を有しているか	1～5	5
2	実施計画	国・県指針や地震被害想定調査結果、本業務の目的を理解し当市の地理的、施策的特性を踏まえた提案をしているか	1～5	10
3	災害対応検証報告書作成の方針	検証の整理項目案などを示し、具体的かつ効果的な検証の進め方（検証委員会の支援を含む）を提案しているか	2～10	10

4	顕在化した当市の課題についての改善提案	仕様書にある能登半島地震の対応により顕在化した当市の課題の改善について検討する提案がなされているか	2～10	10
5	地域防災計画改訂の方針	顕在化した当市の課題に加え、今回の検証によって明らかになる課題改善を見据えた計画改訂について提案しているか	2～10	10
6	災害時備蓄計画修正の方針	県の地震被害想定調査結果に基づく避難者数の増加等を踏まえた備蓄数の見直しなどについて提案しているか	2～10	10
7	受援計画作成の方針	人的・物的受援について受入体制、役割分担等をわかりやすく提案しているか	2～10	10
8	業務継続計画修正の方針	現存計画の課題や、今回の検証による結果を踏まえ、職員の災害対応体制の整備やその他の必要な事項について提案しているか	2～10	10
9	避難所運営マニュアル修正の方針	市民や職員が見やすく、具体的でわかりやすいマニュアルについて提案しているか、また初動期の設営マニュアルについて提案しているか	2～10	10
10	独自性・創意工夫	仕様書に基づく業務のほか、課題解決のための企画力と実効性のある提案がなされているか	2～10	10
11	見積金額	費用対効果は高いか 計算式（最低見積額÷各提案者の見積額）×5点（小数点以下切り捨て）		5
合計				100

※1. 5段階で評価（優れている5、やや優れている4、普通3、やや劣る2、劣る1）

※2. 評価点合計が60点に満たない場合は、委託契約の委託候補者として選定しない

（3）プレゼンテーション

① 予定日時及び会場

令和7年11月11日（火）

かほく市役所 3階 302会議室

詳細な時間、場所については別途通知する。

②実施方法

- ・提出した提案書の内容について20分以内でわかりやすくプレゼンテーションを行うこと。審査員からの質問に対し簡潔明瞭に回答すること。質疑の時間は約10分とする。
- ・プレゼンテーションに際し、モニターと電源は当市が用意するが、その他の機器（パソコン等）は提案者で用意すること。
- ・プレゼンテーションは、本業務において主として担当となる者が行うこと。
- ・提案者の出席者は、最大5名とし、オンライン参加は不可とする。
- ・プレゼンテーションは、一般非公開とする。
- ・プレゼンテーションに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・説明に際して用いることができる資料は、提出した提案書のみとする。

(4) 採点方法等

① 採点方法

審査点を合計し、最高点を得たものを委託候補者として決定する。なお、最高点を取得した者が2者以上ある場合は、「見積書」の記載金額が最も低い者を委託候補者として決定する。「見積書」の記載金額が同額の場合は、審査員による決選投票とする。

② プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を無効とし、審査採点の対象としない。また、かほく市競争入札参加資格に係る指名停止措置要領に基づき指名停止措置を行うことがある。

8. 審査結果の通知

(1) 委託候補者が決定したときは、速やかに提案の参加者全員に対し自身の結果を通知する。

なお、通知予定日は令和7年11月下旬（予定）とする。

(2) 審査結果に対する問い合わせ及び異議の申し立ては、一切受け付けない。

9. 契約書の取り交わし

委託候補者を契約の相手方とし、契約内容（仕様及び契約金額等）の詳細について協議を行い、随意契約にて契約を締結する。ただし、委託候補者との協議が調わない場合は、審査会で次点となった次順位委託候補者を委託候補者として協議を行う。

10. 支払条件

各年度払いとし、当市が指定する方法で支払うものとする。

11. その他

(1) 提案書を提出しない場合は、「辞退届」（様式7）を提出すること。また、辞退届提出後は、いかなる理由があっても再度プロポーザルへの参加申し出は認めない。なお、提案書を提出せず、かつ辞退届も提出しない場合は、かほく市が実施するその後の入札に参加できない場合がある。辞退により、その他の事業への不利益を被ることはないものとする。

提出期限：令和7年 11月5日（水）午後5時（必着）

提出先：「13. 担当課」に同じ

提出方法：持参または郵送（簡易書留）

※持参の場合は、かほく市役所の閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(2) 提案書提出後、辞退する場合は速やかに連絡するとともに、文書でかほく市長に通知するものとする。

- (3) 業務に関わらず、個人情報等の取扱いは厳重に行うこと。
- (4) 応募書類について、かほく市情報公開条例（平成16年3月1日条例第7号）の規定に基づき、その内容の全部または一部を公開する場合がある。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (7) 提案については、1者につき1提案とし、提出後における記載内容の追加及び変更は原則認めないものとする
- (8) 原則として、提出された書類等は返却しないものとする
- (9) 提出された書類は、必要に応じて複製する場合があるものとする
- (10) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

12. スケジュール

区分	日程
公示日	令和7年10月8日（水）～10月23日（木）
質問書提出期限	令和7年10月14日（火）午後5時（必着）
質問書の回答提供期限	令和7年10月20日（月）
参加申請書提出期限	令和7年10月23日（木）午後5時
提案書提出期限	令和7年11月5日（水）午後5時
プレゼンテーション実施日	令和7年11月11日（火）（予定）
結果通知	令和7年11月下旬（予定）

13. 担当課

かほく市役所 地域政策部 防災環境対策課 防災対策係 担当：南
〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ81 かほく市役所1階
電 話：076-283-7124
電子メール：bousai@city.kahoku.lg.jp